

企画競争説明書

業務名称：ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務及びエチオピア国スタートアップ・エコシステムアドバイザー業務

調達管理番号：23a00775

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

（上限額を設定しない場合は削除）

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月29日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年11月29日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務及びエチオピア国スタートアップ・エコシステムアドバイザー業務
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年2月 ～ 2026年4月

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Kan.Kae@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 12月 5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 12月 6日 12時
3	質問への回答	2023年 12月 11日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 12月 25日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年 1月 12日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先 : https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積

としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、本業務の目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項	提案を求める背景
1	【ウガンダ】スタートアップ支援に係る戦略文書策定の助言項目・提言案	第5条2.（1）1）① 活動1-2	相手国政府・実施機関との継続検討事項であるため
2	【ウガンダ】アクセラレーションプログラムの企画案、実施方法	第5条2.（1）1）② 活動2-2	相手国政府・実施機関との継続検討事項であるため
3	【ウガンダ】通商産業省によるプログラムに対する自己評価体制の構築及びマニュアルの	第5条2.（1）1）② 活動2-4及び活動2-5	弊機構が懸念事項として考えている事項のため

	作成における具体的な取り組み、また、持続可能な体制を構築する上での工夫		
4	【ウガンダ】本邦企業との連携促進案（イベントや広報における工夫）	第5条2.（1）1）③ 活動3-4	弊機構が懸念事項として考えている事項のため
5	【エチオピア】大学連携プログラムの企画案、実施方法	第5条2.（1）2）① 活動1-2 B) 大学連携プログラム	専門家の業務の中で重要度が高い業務であるため
6	【エチオピア】キャパシティビルディングの企画案、実施方法	第5条2.（1）2）① 活動1-2 C) キャパシティビルディング	専門家の業務の中で重要度が高い業務であるため
7	【エチオピア】スタートアップの効果的な情報発信、広報手法	第5条2.（1）2）③ 活動3-1	エチオピアにおけるスタートアップ支援の中で重要度が増している事項であるため

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO

に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1・2「案件概要表」のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙3「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

【ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務】

（1）本業務の実施体制

本業務のカウンターパート（C/P）機関は、ウガンダ共和国通商産業省である。受注者は現地業務開始後、ウガンダ側関係各機関及び担当者の役割を明確にし、ワークプランの中で本業務の実施体制案（ウガンダ側・日本側双方）を検討する。最終的な実施体制については、業務開始後3か月以内にJICA及びウガンダ側関係者と合意する。その後変更は、適宜JICA及びウガンダ側関係者の合意を得た上で行う。

（2）先行案件の成果・成果品の活用

本業務の活動計画の策定にあたっては、先行して実施された「ICT 産業振興・スタートアップ・エコシステム強化に関する情報収集・確認調査」（2021年～2022年）に

おける調査結果を精査し、より効果的な計画を検討する。特に下記の活動1-1及び活動2-1における情報収集においては上記調査結果との重複を避け、効率的に行う。加えて、活動2-2の「スタートアップ支援プログラム」は上記調査結果を踏まえ、アーリーステージのスタートアップ企業を対象としたアクセラレーションプログラムを想定している。当該調査結果では、課題のひとつにアーリーステージのスタートアップが成長するための環境の未整備が指摘されており、より効果的なアクセラレーションプログラムの実装を行う。

(3) 他案件との連携

本業務は、「ウガンダ国ICT産業振興プロジェクト（以下、ICT案件）」（2023年2月～2027年2月）との連携が求められる。ICT案件ではICT分野における起業家支援の活動として、プレシード（起業前・起業直後）の起業家を対象にメンタリングプログラムを実施する。両案件間の連携によりウガンダにおけるスタートアップ・エコシステムの繋がりの強化を期待する。また、別紙1の案件概要表にも記載のとおり、本業務のC/Pである通商産業省はウガンダ政府が実施する全てのスタートアップ支援に対しイニシアティブをとる役割が定められており、省庁間を超えた連携は同省の業務分掌にも一致する。

【エチオピア国スタートアップ・エコシステムアドバイザー業務】

(4) 先行する長期派遣専門家が実施した活動の継続

本業務のカウンターパート（C/P）機関は、革新・技術省（Ministry of Innovation and Technology 以下、「MinT」という）である。本業務に先行して2021年9月より2023年12月まで長期派遣専門家が派遣され、同省に対する協力を実施した。本業務は同専門家の協力の成果を踏まえ、同専門家の活動を継続する。これまで同専門家とMinTとの間で協議・実施された活動方針及び活動内容を参考に、本業務の活動内容についてMinTと協議、決定する。

(5) 他ドナーとの連携

MinT及びUNDPが中心となってエチオピアでスタートアップ・エコシステム支援を行うドナーの会合が予定されており、同会合に参加し、情報収集と連携関係の構築を行う。

(6) 現地庸人の雇用

MinTでは、同省の政策を検討するタスクフォースがアムハラ語で運営されているため、同タスクフォースへの参加し、情報収集と本業務の従事者からMinTへの働きかけを実施するために、アムハラ語を解する現地庸人を雇用することが望ましい。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙4のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) 本業務の活動に関する業務

1) 【ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務】

① 成果1に関わる活動

活動1-1：ウガンダのスタートアップ・エコシステムに係る情報収集・分析を実施する。

第4条 2. (2)に記載のとおり、先行の調査結果を基に最新の情報に更新すべき項目を定め、情報収集・分析を実施する。本調査と共に、活動2-1の既存のスタートアップ支援プログラムの調査についても合わせて情報収集をする。また、通商産業省が実施した調査結果等、既往の調査結果についても活用する。

JICAクラスター事業戦略で定める、スタートアップ・エコシステムの構成要素である下記の10項目ごと¹に、ウガンダで収集可能な指標を設定・収集し、他国の数値と比較する。

- | | |
|-----|----------------------------|
| (ア) | 他のアクターと出会うための物理的基盤・インフラ |
| (イ) | 需要・購買力 |
| (ウ) | BtoB サービス事業者 |
| (エ) | 才能・人材（起業家・被雇用者） |
| (オ) | 知識・R&D |
| (カ) | 起業のためのリーダーシップ（起業スキルやマインド等） |
| (キ) | ベンチャー/エンジェル資金 |
| (ク) | 法制度や政策 |
| (ケ) | 起業に関する文化 |
| (コ) | 社会的ネットワーク |

活動1-2：通商産業省内のスタートアップ支援に係る戦略文書策定を支援する

¹ スタートアップ・エコシステム構成要素の詳細は、クラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（Next Innovation with Japan; NINJA）」（P.54～）※リンクは「第3章 2. (3) 配布資料／公開資料」に記載。

2。

上記の調査結果も踏まえ、C/Pが策定を進めるスタートアップ支援に係る戦略文書策定に協力し、スタートアップ支援の方向性や中長期ビジョン、重点分野、課題・目標の設定、具体的な施策の例示、参考になる日本や他国の事例紹介など、戦略文書の質を高める助言・提言を行う。

活動1-3：スタートアップが継続的に育成されるための環境整備に係る政策提言を行う。

各活動結果を踏まえ、C/Pへの政策助言を行う。本業務実施前の時点では、C/Pは具体的な政策策定には至っておらず、そのため本業務から得られた知見を政策レベルに落とし込むことが期待される。具体的にはスタートアップ・エコシステムをより活性化させるための税制優遇策・投資促進策、新規事業立ち上げの阻害となる既存の法規制の撤廃、インフラの整備などを想定している。

加えて現在アフリカ各国で注目を集めているスタートアップ法案の制定においてもC/Pの意向を確認し、求められる場合、他国の状況、情報を集約し提言する。スタートアップ法案の動きについては、JICAが実施する他のスタートアップ・エコシステム支援の協力案件・プロジェクトの関係者との情報交換会等に参加し、情報収集をする。その一環として、スタートアップ法制度がウガンダより先行している国（ナイジェリア、チュニジア、アルジェリア等）での現地調査を行う。

実施回数	1回（1週間程度）
出張者	・ 業務従事者 ・ C/P 3、4名
出張内容	・ 関係者との意見交換 ・ 関連施設の視察等
開催時期	C/Pとの協議のうえ確定。
対象国	未定

② 成果2に関わる活動

活動2-1：既存のスタートアップ支援プログラムに対するレビュー、課題整理を実施する。

前述のとおり、活動1-1とともに情報収集を実施し、受注者の知見を生かした

² スタートアップ支援に係る戦略文書策定の支援に関し、ここに記載したもの以外の項目も含めて現時点で想定する助言項目及び提言案、提言を行う上での留意事項を、プロポーザルで提案ください。

レビュー、課題整理を実施する。

活動2-2：通商産業省によるスタートアップ支援プログラムの計画立案、実施を支援する。

前述のとおり、アーリーステージのスタートアップに対するアクセラレーションプログラムを想定している。本業務実施期間中に3回プログラムを実施する³。対象、内容等については業務開始後、C/Pと協議して確定させる。合計で60社以上を支援対象（プログラム参加企業）とする。

活動2-3：上記を実施した結果を踏まえ、プログラムにおける課題の明確化と改善策の実施を支援する。

上記アクセラレーションプログラムの初回実施後、C/Pと共に課題を明確にし、改善されたアクセラレーションプログラムの2回目、3回目の実施を支援する。

活動2-4：通商産業省によるプログラムに対する自己評価体制の構築を支援する⁴。

本業務終了後も実施機関がプログラムを維持できるよう、プログラムの持続性や実施機関の運営能力向上も考慮した上で支援する。上記アクセラレーションプログラムの実施においてもC/P自身でプログラム運営ができるようになることを主眼に置き、彼ら自身によりPDCAのプロジェクトサイクルを回転させてプログラムの改善を行う体制を構築する。

活動2-5：プログラム実施のためのマニュアルの作成を支援する。

上記の自己評価体制構築の中で欠かせないマニュアル作成を支援する。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：インキュベーター、アクセラレーター、ベンチャーキャピタル、大学、中央・地方政府など、スタートアップ・エコシステムの各プレイヤー間とのネットワークを強化する。

各プレイヤーの他、別紙1案件概要表の2.（3）に記載されている他ドナーや、National Social Security Fund⁵との情報交換を実施、連携を行う。

³ ウガンダの現状に基づいた適切なアクセラレーションプログラムに関し、背景及び企画案、実施方法案、留意事項をプロポーザルで提案ください。

⁴ 活動2-5のマニュアル作成も含め、通商産業省のプログラムに対する自己評価体制の構築を支援するための具体的な支援内容、持続可能な体制を構築する上での工夫、留意事項についてプロポーザルで提案ください。

⁵ 政府機関のひとつであり、年金基金であるNational Social Security Fundは「Hi-Innovator」という名のスタートアップ支援プログラムを実施している。

活動3-2：スタートアップ及びエコシステムの各プレイヤーの情報を集約し、既存のオンラインデータベースの運用を支援する。

ウガンダ政府にて運営するデータベースがあるため、新たにデータベースを開発する必要はない。既存のデータベースにおけるスタートアップ及び各プレイヤーの情報更新の支援、データベースを活用したマッチング支援など、円滑な運営を支援する。

加えて本業務内で支援したスタートアップの情報は一覧にまとめ、JICAが運営するLinkedInのグループに招待する。また、JICAのHPにて掲載している簡易データベース（スタートアップ情報）登録のために承認を得る。

活動3-3：エコシステム間の連携強化のため、周辺国のスタートアップ・エコシステム関係者との連携を支援する。

ケニアなど東アフリカ共同体に属する国におけるエコシステム関係者との連携を想定する。連携対象国についてはC/Pとも協議を行い確定する。

また、C/Pも同行の上で第三国でのイベント参加（出展）、イベント共催などを行う。第三国イベントは1回を想定。

活動3-4：ウガンダのスタートアップと本邦企業との連携を促進する⁶。

活動2-2で実施するアクセラレーションプログラムの参加企業を主な対象にウガンダのスタートアップとの連携に関心を持つ日本企業とのマッチングを支援する。

2) 【エチオピア スタートアップエコシステムアドバイザー業務】

① 成果1に関わる活動

活動1-1：スタートアップ支援活動（インキュベーション／アクセラレーションプログラム、ビジネスコンテスト等）の質的向上に向けた、パイロット事業を検討する。

活動1-2：社会課題解決に向けたスタートアップ支援活動（インキュベーション／アクセラレーションプログラム、ビジネスコンテスト等）のパイロット事業を実施する。

実施を想定する事業は以下のとおり。下記内容は従前の実施内容を参考にし

⁶ ウガンダのスタートアップと本邦企業との連携を促進する具体案や工夫、留意事項をプロポーザルで提案ください。マッチングイベントや日本企業を招いた現地視察などが想定されるが、より魅力的な内容があれば記載ください。

た現時点での想定であり、本業務での実施時には受注者の提案をもとにC/Pと共に検討して実施する。

A) アクセラレーションプログラム（第2回目）

2022年12月～2023年8月にかけて、長期派遣専門家がアクセラレーションプログラム第1回目を実施した。本業務ではMinTの意向や今後の方針を確認した上で、第2回目を実施する。

実施回数	1回
応募対象者	<p>下記を満たすスタートアップの経営者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エチオピア国内で法的に登録し活動している会社を有する ・ 技術的に実現可能な製品を有している ・ 明確なビジネスプランを持っている ・ 事業を拡大する意向がある ・ 資本を拡大したいと思っている ・ コーチングを受け、学ぶ意思がある
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラムの企画・運営全般（審査基準、研修内容含む） ・ 審査員の選定、審査方法の説明、審査員へのジェンダー平等に関する研修等：必要に応じて日本・海外の有識者に審査員を依頼する。 ・ 参加者の募集・広報：オンラインの有料広告を含めて広報を行う。 ・ 一次（書類）選考：約30名を選定する。 ・ 1週間研修：一次選考で選ばれた約30名に対し、研修（座学）を行う。 ・ 二次（ピッチ）選考：1週間研修受講者の中から約6名を選定する。 ・ 4か月間研修：週1回程度の講義、個別のメンタリング等を実施する。 ・ 修了式の実施：MinT高官等の参加を得て修了式を開催し、修了証書を授与する。 ・ ピッチイベント（下表参照）の実施：最低1回実施する。
応募者数・選定数	<p>応募者数：約100名目標</p> <p>一次（書類）選考通過・1週間研修受講者：約30名</p> <p>二次（ピッチ）選考通過・4か月研修受講者：約6名</p>
開催時期	未定（参加者募集～研修修了まで6か月程度）

実施場所・形態	対面：アディスアベバ市内ホテル等、オンライン：Zoom (研修はなるべく対面)
---------	--

【ピッチイベント】

実施時期	アクセラレーションプログラム研修終了後を想定。(変更可)
言語	日英同時通訳
実施場所・形態	対面：アディスアベバ市内ホテル等、オンライン：Zoom
参加者数	対面・オンライン計200名目標
参加対象者	エチオピアのスタートアップへの投資や事業連携を検討している投資家、民間企業等
イベント内容	・アクセラレーションプログラムを受講した6社のピッチ及び審査 ・有識者の講演やパネルディスカッション等、またはそれらに代替するプログラム
表彰・副賞	・審査により順位を決定し、表彰を行う。 ・審査員はC/P、有識者、視聴者 ・民間企業等(日本・エチオピア・海外問わない)から「特別賞」を募集し、副賞として各企業からの提供サービスや事業連携機会の提供等を行う。公平性を保つため、「特別賞」の募集はJICAのHP上に掲載を行う。
広報	SNS広告等を使って視聴者への広報を行う。

B) 大学連携プログラム⁷

2023年6月に実施した本邦研修「スタートアップ・エコシステム能力強化」内で知見を得たエチオピア政府は、日本の内閣府が展開する「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」を参考に、スタートアップ・エコシステムの構築に係る政令都市を指定することを決めた。先行してアディスアベバ市が指定され、政令都市の大学のインキュベーションセンターを拠点として大学発のスタートアップを育成するプログラムを実施。第一回目のプログラムはアディスアベバ市にて2023年9月から10月にかけて実施された。今後はアディスアベバ市以外の都市も政令都市に指定される予定であり、アディスアベバ市における第1回目のプログラムをもとに、第2回目を実施す

⁷ 大学と連携したスタートアップ育成プログラムについて上記表の情報を基に、よりスタートアップ創出が促進される具体的な企画案をプロポーザルでご提案ください。なお実施場所についてはC/P機関と協議を行い確定するため提案には求めない。

る。

実施回数	1回
対象者	対象の大学に通う大学生・大学院生
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの企画・運営全般 ・大学の教員への研修（2～3日） ・参加者の募集・広報：オンラインの有料広告を含めて広報を行う。 ・学生の起業希望者やスタートアップに対するMini-MBAプログラムの実施（フェーズを数回に分け、計3～4週間） ・ピッチイベントの実施：最低1回実施する。 ・修了式の実施：MinT高官等の参加を得て修了式を開催し、修了証書を授与する。
応募者数・選定数	応募者数：未定 選定数：20社程度
開催時期	C/Pとの協議のうえ決定。
実施場所	アディアババ以外の政令指定都市の中から選定する都市の大学
実施形態	対面・オンライン併用

C) キャパシティビルディング⁸

C/Pや関連する政府機関、民間のアクセラレーター、インキュベーター、大学のインキュベーションセンターの職員に対する研修を実施し、能力向上及び参加者同士のネットワーキングを促進する。

実施回数	1回（4日間）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・C/Pや関連する政府機関 約20名 ・民間のアクセラレーター、インキュベーター、大学のインキュベーションセンターの職員 約20名
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの企画・運営全般 ・研修の実施（スタートアップやスタートアップ・エコシステム概要、スタートアップ法、VC、メンタリングの方法、オープンイノベーション、KPIの設定）や参加者同士の交流機会の提供
開催時期	C/Pとの協議のうえ確定。
実施場所	アディアババまたは近隣都市のホテル

⁸ C/P機関を中心にエチオピアのスタートアップ・エコシステムを発展される各ステークホルダーを対象とした研修について記載の業務内容を参考にしながらより具体的かつ効果的な企画案、実施方法についてプロポーザルで提案ください。

実施形態	対面
------	----

D) スタートアップ関連イベントへの出展
 先行する長期派遣専門家による協力では、2022年以降、スタートアップ関連イベント（GITEX GLOBALやGITEX AFRICA）への出展・参加を行ってきた。また、エチオピアのスタートアップイベント（ENKOPA）が2023年10月に初めて開催され、MinTが参加した。これら以外のイベントも含めて、参加することが適切と思われるイベントを選定し、出展・参加する。

実施回数	最低1回
参加者	・ C/P機関より 数名 ・ 選定したスタートアップ（ミドル～レイター期） 8社程度
参加内容	・ スタートアップのブース出展 ・ ステージでのスタートアップのピッチ、C/Pや関係者の講義・パネルディスカッション等 （イベントの開催・契約内容により異なる）
事前準備	・ 参加するスタートアップは、他のプログラムに参加したスタートアップではなく、本イベントのために新たに募集・選定するスタートアップとする。 ・ 選定したスタートアップに対し、投資家との商談やピッチの方法について事前に研修を実施し、ピッチのスライドの修正等アドバイスをを行う。
開催時期	C/Pとの協議のうえ決定。
実施場所	未定 例) GITEX GLOBALはドバイで開催される。

なお、参加にあたってはJICAが実施する他のスタートアップ・エコシステム支援関連の協力案件・プロジェクトの関係者と連携し、同じイベントに共同して参加する場合がある。かかる場合には登壇者や発表内容の検討など、必要な調整を行う。

活動1-3：パイロット事業を踏まえ、スタートアップ支援活動の改善にむけた方針を整理する。また、パイロット事業に参画した企業の情報を活用し、エチオピアのスタートアップの現状、課題等を整理分析する。

支援したスタートアップの情報を一覧にまとめ、JICAが運営するLinkedInのグループに招待する。また、また、JICAのHPにて掲載している簡易データベース（スタートアップ情報）登録のために承認を得る。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：成果1の活動も踏まえつつ、優良なスタートアップの創出促進、スタートアップの成長加速に向けた戦略文書の策定を支援する。

エチオピア政府はスタートアップ支援に係る政策文書を作成しており、近く対外発表される予定であるが、その内容をもとに改善を支援する。また、スタートアップ法案が作成されているものの制定に至っていないため、制定・施行まで支援を行う。

スタートアップ法案に関しては、JICAが実施する他のスタートアップ・エコシステム支援の協力案件・プロジェクトの関係者との情報交換会等に参加し、情報収集を行う。また、同法案に関する協力の一環として、スタートアップ法制度がエチオピアより先行している国（ナイジェリア、チュニジア、アルジェリア等）での現地調査を行い、関係者との意見交換や視察を行う。

実施回数	1回（1週間程度）
出張者	・ 業務従事者 ・ C/P 3、4名
出張内容	・ 関係者との意見交換 ・ 関連施設の視察等
開催時期	C/Pとの協議のうえ確定。
対象国	未定

活動2-2：既往の調査等も活用しつつ、エチオピアにおけるスタートアップ関連の政策・制度、C/Pの体制とニーズ、及びエチオピアのスタートアップ・エコシステムを取り巻く現状について調査・情報収集を実施し、他国の事例とも比較しつつ、現状の課題分析を行う。同分析を踏まえ、政策・制度面で改善が必要な内容を整理し、スタートアップ・エコシステム強化政策に関する助言を実施する。

先行して実施された長期派遣専門家の活動の中でエチオピアのエコシステム調査を実施済み。本業務では、NINJAクラスター戦略の推進のためのフォローアップ調査として、スタートアップ・エコシステムの構成要素である下記の10項目⁹について、エチオピアで収集可能な指標を設定・収集し、他国の数値と比較する。

⁹ スタートアップ・エコシステム構成要素の詳細は、クラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（Next Innovation with Japan; NINJA）」（P.54～）※リンクは「第3章2.（3）配布資料／公開資料」に記載。

- | | |
|-----|----------------------------|
| (ア) | 他のアクターと出会うための物理的基盤・インフラ |
| (イ) | 需要・購買力 |
| (ウ) | BtoB サービス事業者 |
| (エ) | 才能・人材（起業家・被雇用者） |
| (オ) | 知識・R&D |
| (カ) | 起業のためのリーダーシップ（起業スキルやマインド等） |
| (キ) | ベンチャー/エンジェル資金 |
| (ク) | 法制度や政策 |
| (ケ) | 起業に関する文化 |
| (コ) | 社会的ネットワーク |

その他、最新の指標案については発注者と相談のうえ進める。

活動2-3：活動2-2の助言のうち、短期的に実行可能な項目についての実施支援を行う。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：エチオピアにおけるスタートアップのトレンド・状況に関する情報収集を行い、投資家、民間企業、JETRO、その他機関への情報発信を行い、エチオピア・スタートアップの魅力を伝える。

先行して実施された長期派遣専門家の活動では米国調査会社Startup Genomeを活用した情報発信を実施した¹⁰。

活動3-2：支援を行ったスタートアップとベンチャーキャピタル等の投資家や国内外の企業と関係構築を行う。当該活動においては必要に応じてJICAの他国でのスタートアップ支援活動と連携を行い、相乗効果の発現を目指す。

活動3-3：本邦企業等でエチオピア国内での事業展開に関心を有する企業が確保される場合、オープンイノベーションプログラム等を実施し、現地スタートアップと日系企業／海外企業との連携・協業の試行を行う。

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを実施する。

¹⁰ 受注者は同手法を継続することが可能であるが、よりコストパフォーマンスに優れる情報発信、広報手法がある場合には、プロポーザルで提案ください。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。ウガンダを対象に以下を実施する。

【1回目】

招へい目的	① 日本のスタートアップ・エコシステムの各ステークホルダーによる活動を理解すること。 ②ウガンダのスタートアップが日本の投資家や提携できる民間企業等との繋がりを作ること。
対象者	・ スタートアップ・エコシステム関連の政策立案・推進を率いる幹部 ・ アクセラレーター等スタートアップ支援に関わる実務者 ・ スタートアップ企業の代表
参加者数	約5名
時期	C/Pとの協議のうえ確定。
研修日数	約7日（移動日を含む）

【2回目】

招へい目的	①2025年に開催される大阪・関西万博に合わせて本招へいを実施し、万博内の本邦企業等参加者等との関係構築を図る。 ②ウガンダにおけるICT案件でも同時期、同内容で招へいを計画しており、共同で実施することにより本業務のC/PとICT案件のC/Pの連携強化を図る。
対象者	・ スタートアップ・エコシステム関連の政策立案・推進を率いる幹部 ・ スタートアップ企業の代表
参加者数	約3名
時期	C/P及びICT産業振プロジェクト関係者との協議のうえ確定。
研修日数	約14日（移動日を含む）

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では当該項目は適用しない。

第6条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	—

個別案件活動進捗報告書 (Work Plan含む)	業務開始後6カ月毎	英語	電子データ	—
専門家業務完了報告書 (エチオピア案件 案件)	2024年10月末日	日本語、英語	製本	各10部
			CD-R	3枚
専門家業務完了報告書 (ウガンダ案件)	契約履行期限末日	日本語、英語	製本	各10部
			CD-R	3枚

- 専門家業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 活動計画（ベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) 専門家業務完了報告書（及び個別案件活動進捗報告書）

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

【ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務】

- (1) エコシステム調査レポート
- (2) アクセラレーションプログラムに係るコンテンツ案、知見共有用資料、マニュアル
- (3) スタートアップ支援に係る政策提言資料

【エチオピア国スタートアップエコシステムアドバイザー業務】

- (1) 第二回アクセラレーションプログラムの実施報告書、研修資料、発表資料等
- (2) 第二回大学連携プログラムの実施報告書、研修資料、発表資料等
- (3) スタートアップ関連イベント実施報告書、研修資料、発表資料等
- (4) スタートアップ支援に係る政策文書、同政策の改善に向けた資料等
- (5) スタートアップ・エコシステムに関するフォローアップ調査報告書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第7条 再委託

現地再委託

本業務では、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
ウガンダ				
1	エコシステム調査及び既存プログラム調査	活動1-1及び2-1における情報収集としてウガンダのエコシステムと既存プログラムについて調	1回	定額見積

		査。エコシステム調査では指標設定・収集、他国との比較を含むこと。		
	アクセラレーションプログラム	活動2-2において、現地アクセラレーターへプログラム全般を委託することを想定。ピッチイベント、G/P職員へのキャパシティビルディング（プログラム後の知見共有）も委託内容に含むこと。	3回	定額見積
エチオピア				
1	アクセラレーションプログラム	活動1-2 A) アクセラレーションプログラム、ピッチイベントのとおり	1回	定額見積
2	大学連携プログラム	活動1-2 B) 大学連携プログラムのとおり	1回	定額見積
3	エコシステム調査	活動2-2における情報収集（指標設定・収集、他国との比較を含む。）	1回	定額見積

第8条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第9条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：ウガンダ共和国（ウガンダ）

案件名：起業家支援・エコシステム強化アドバイザー

Entrepreneur Support and Startup Ecosystem Strengthening Advisor

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ウガンダは、2020年6月に第三次国家開発計画（NDP3）（2020年～2025年）を制定しており、計画終了の2025年までに中所得国になることを目指している。同目標を達成するための戦略として、包括的な成長、雇用、所得創出のための持続可能な産業化を掲げ、産業の集積による国際競争力の強化を果たし、持続可能な経済成長に繋げていくこととしている。加えて、NDP3の中ではデジタルトランスフォーメーション（DX）やイノベーションが重点分野の一つとして掲げられ、ウガンダ発のICTを用いた革新的な製品の増加やイノベーションセンターの開発など具体的な取り組みが打ち出されている。

アフリカ全体で見ても持続可能な経済成長の達成に対するスタートアップへの期待は高まっており、アフリカ連合は「アジェンダ 2063」において、イノベーション、経済の変革に向けたアフリカの若手起業家への期待を掲げ、また、TICAD8 の成果文書「チュニス宣言」においてもスタートアップ中心の社会解決型ビジネスを経た持続可能な経済成長の実現が掲げられており、ウガンダ政府も同様に持続可能な経済成長のためスタートアップの成長に期待を寄せている。

他方、ウガンダのスタートアップ・エコシステムは依然、発展途上である。StartupBlinkによるレポート（2023）¹¹によれば、ウガンダのスタートアップ・エコシステムランキングは、調査対象の100か国中96位に位置し、隣国ケニア（62位）と比較しても大きく遅れをとっている。また、スタートアップに対する投資額においてもウガンダは、25million USDであるのに対し、ケニアは1,006 million USDと大きな差が開いている。2017年版 Global Entrepreneurship Monitor¹²では、ウガンダの若者の5割以上が起業に関与し、世界で最も起業家精神に富んだ国として紹介されているものの、実態としてはインフォーマルセクターにおける起業が多い。社会にインパクトを生み出すスタートアップを創出するためには、シードステージ¹³に留まっているスタートアップを次のステージへと成長させることが重要であり、スタートアップを発展させるための環境改善が不可欠である¹⁴。

ウガンダ政府もスタートアップの重要性は認識しているが、体系的な支援は提供で

¹¹ <https://www.startupblink.com/startup-ecosystem/uganda>

¹² Global Entrepreneurship Monitor (<https://www.gemconsortium.org/>) は、起業家精神に係る国際調査。

¹³ スタートアップのステージとは、成長段階のことを指し、以下の四つに分類される。

①シードステージ、②アーリーステージ、③ミドルステージ、④レイターステージ

シードステージは、初期段階（ビジネスを開始する前の段階）を指す。創業者が有するビジネスのコンセプトやアイデアから具体的な形（試作品）を実現するための少額の資金を必要とする。

¹⁴ 2021年から2022年にかけて実施された『ウガンダ国ICT産業振興・スタートアップエコシステム強化に関する情報収集・確認調査』ファイナルレポートより。

きていない。その理由として、民間セクター開発、イノベーション、技術開発はNDP3に示されているが、スタートアップ・エコシステムの発展を導くための政府方針が整備されていないことにある。また、実施体制としても、経済成長及び民間セクター支援を所管する通商産業省のイニシアティブによってウガンダのスタートアップ支援を推進することが定められているものの、同省内にはスタートアップを支援する専門的な部局がなく、適切な支援施策が出来ていない。今後、スタートアップ支援に特化したTechnical Working Groupの設置が予定されており、省内の体制整備も必要とされている。

加えて、ウガンダにはスタートアップ・エコシステムの強化を目的とした民間主導のイニシアティブが存在している¹⁵一方で、エコシステムの分断といった課題がある。具体的には、エコシステムの各プレイヤー間の連携がなされず、類似したアクセラレーションプログラムが提供されているため、スタートアップは自身の状況に応じた適切な支援プログラムを受けることが出来ていない¹⁶。スタートアップ・エコシステムの持続的な発展のためには、上記の課題をより明確にした上で、適切な対応を行っていく必要がある。

かかる背景を踏まえ、ウガンダ政府は、スタートアップを取り巻く国内外のステークホルダーとの連携を通じ、スタートアップの成長を加速させるためのエコシステム強化を目指し、個別専門家の派遣を要請した。

(2) 民間セクター開発に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

我が国の対ウガンダ共和国国別開発協力方針（平成29年7月）の重点分野（中目標）の「（1）経済成長を実現するための環境整備」では、ビジネス、技術分野の職業教育・訓練を通じた産業基盤人材の育成を重視し「民間セクターの需要に応えることができる人材育成、本邦企業等による投資促進に寄与する環境整備に取り組む」と定められている。本事業は今後の経済成長、社会課題解決への寄与が期待されるスタートアップを支援し、スタートアップへの投資の促進、並びに、ウガンダと日本との連携を図ることでウガンダにおけるスタートアップ支援枠組み及びエコシステムの強化に資するものであり、同方針に合致している。

また、本事業は、JICAの課題別事業戦略である「民間セクター開発グローバル・アジェンダ」で掲げる現地民間企業の育成・競争力強化、イノベーション、投資促進・産業振興等推進による持続可能で質の高い成長の確保、現地企業と日本企業の協働・連携強化による途上国と日本の双方の経済の強靱化を目指す支援方針にも合致する。加えて同グローバル・アジェンダ傘下の「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（NINJA）」クラスター事業戦略の中で定められたシナリオでは、ウガンダのスタートアップ・エコシステムは初期段階である黎明段階に該当し、エコシステムを構成する要素の多くが未成熟であると整理される。本案件を通じてエコシステムの各構成要素を発展させ、ウガンダのエコシステム強化に貢献することはクラスター事業戦略の推進にも寄与する。更に、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール8「包摂的で持続可能な経済成長とディーセント・ワーク」及びゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」の達成にも寄与するため、本事業を実施する意義は大きい。

なお、実施中の技術協力プロジェクト「ウガンダ国ICT産業振興プロジェクト（2023

¹⁵ 2019年、国連資本開発基金の支援により、エコシステムプレイヤーをつなぐプラットフォームの役割を果たすことを目的に、イノベーションとスタートアップを支援する協会として“Startup Uganda”が設立されている。

¹⁶ 2021年から2022年にかけて実施された『ICT産業振興・スタートアップエコシステム強化に関する情報収集・確認調査』ファイナルレポートより。

年～2027年)」では、情報通信技術・国家ガイダンス省を対象にICT分野における創業間もないスタートアップ若しくは起業家への支援に主眼を置いているのに対し、本事業は通商産業省をカウンターパート機関として、ICT分野を含めたアーリーステージ¹⁷のスタートアップへの支援を目的としている。双方の事業間でのネットワーク強化等の連携を行うことで、より広範囲でのスタートアップ・エコシステムの発展に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

①国際連合資本開発基金 (UNCDF) :

ウガンダのスタートアップ・エコシステムの強化を目的に、スタートアップ起業家の可視化、投資家の誘致、グローバル・パートナーシップの開発を通じたセミナーイベント『Uganda Innovation Week』を実施している。

②国際連合児童基金 (UNICEF) :

ソーシャル・イノベーションを通じて、子どもや若者が直面する課題の解決に向けた革新的なソリューションやアイデアを持つ起業家、市民社会組織、スタートアップを支援することを目的とした『Uganda Innovation Fund Challenge』を実施している。

③国際連合世界食糧計画 (WFP) :

資金提供、起業家支援の専門家等とのネットワーキング、持続可能なウガンダの食糧システムに貢献するスタートアップ、中小企業、協同組合を支援するアクセラレーションプログラム『IGNITE Food Systems Challenge』を実施している。

④Korea SMEs and Startups Agency (KOSME) :

スタートアップ・エコシステムの改善を目的に、KOSMEが出資するYouth Startup Academyがウガンダの若年層の起業家に対するインキュベーションサービスやネットワーキングの機会提供、既存の支援施設の改善を実施している。

⑤Mastercard Foundation :

Mastercard Foundationは2008年より、ウガンダにてYoung Africa Worksを展開し、雇用創出のため、女性、難民、若年層に対して能力開発を支援すると共にウガンダの国家社会保障基金 (NSSF) や民間のアクセラレーターと連携し、スタートアップ、中小企業への国内外からの投資促進を支援している。

3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名
ウガンダ全土

(2) 事業実施期間
2024年2月～2026年1月を予定 (計24カ月)

(3) 事業実施体制
The Ministry of Trade, Industry and Cooperatives (通商産業省)
同省内の Startup Technical Working Group 及び指名された Project Director/Managerがカウンターパートとなる想定。

4. 事業の枠組み

¹⁷ アーリーステージは、ビジネスを開始した直後の段階を指す。このステージのスタートアップの多くが赤字であり、運転資金や設備投資のための資金を必要とする。

(1) 上位目標

ウガンダのスタートアップ・エコシステムが強化され、スタートアップの成長が加速する。

(2) プロジェクト目標

スタートアップ・エコシステムの発展に資する通商産業省の能力が強化される。

(3) 成果

成果1：スタートアップ・エコシステムの発展に係る戦略・政策が整備される。

成果2：通商産業省主導のスタートアップ支援プログラムが実装され、継続的に改善される。

成果3：スタートアップ・エコシステムの発展に資する各プレイヤー間の連携が強化される。

(4) 活動

活動1-1：ウガンダのスタートアップ・エコシステムに係る情報収集・分析を実施する。

活動1-2：通商産業省内のスタートアップ支援に係る戦略文書策定を支援する。

活動1-3：スタートアップが継続的に育成されるための環境整備に係る政策提言を行う。

活動2-1：既存のスタートアップ支援プログラムに対するレビュー、課題整理を実施する。

活動2-2：通商産業省によるスタートアップ支援プログラムの計画立案、実施を支援する。

活動2-3：上記を実施した結果を踏まえ、プログラムにおける課題の明確化と改善策の実施を支援する。

活動2-4：通商産業省によるプログラムに対する自己評価体制の構築を支援する。

活動2-5：プログラム実施のためのマニュアルの作成を支援する。

活動3-1：インキュベーター、アクセラレーター、ベンチャーキャピタル、大学、中央・地方政府など、スタートアップ・エコシステムの各プレイヤー間とのネットワークを強化する。

活動3-2：スタートアップ及びエコシステムの各プレイヤーの情報を集約し、既存のオンラインデータベースの運用を支援する。

活動3-3：エコシステム間の連携強化のため、周辺国のスタートアップ・エコシステム関係者との連携を支援する。

活動3-4：ウガンダのスタートアップと本邦企業との連携を促進する。

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：エチオピア

案件名：スタートアップエコシステムアドバイザー
Advisor for Start-up Ecosystem

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア」という）の経済は、2004年以降10年以上にわたり年率8-11%の経済成長率を維持し、IMF加盟国の中でも最も高い成長率を誇る国の一つとして数えられる。その後、新型コロナウイルスの感染拡大や、2020年11月以降、ティグライ州他で連邦政府とティグライ民族解放戦線（TPLF）の軍事衝突が発生したが、6%台の堅調な経済成長率を維持している¹⁸。エチオピアは「第二次成長と構造改革計画（Growth Transformation Plan: GTP II）（2015年-2020年）」において、2025年までに低位中所得国になるという「ビジョン2025」を掲げていた。加えて、「10か年開発計画（2021-2030）」においても平均10%成長を目指し、民間主導の経済成長、経済基盤等に向けて取り組みを開始しており、イノベーション及びテクノロジーを開発目標達成の重要な手段として位置付けている。

JICAはこれまで「企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス（BDS）強化プロジェクト（2018年9月-2023年3月）」において、カウンターパートである連邦中小製造業開発庁、連邦都市雇用創出・食料安全保障庁等と共に日本の中小企業診断士にあたるBDSコンサルタントの育成を行い零細・中小企業向けの支援サービスの強化を行うとともに、スタートアップ向けの研修及びビジネスアイデアコンテスト等を通じて、スタートアップ支援のための体制構築と人材育成に貢献している。加えて、2020年1月にJICAはスタートアップ支援のプログラムProject NINJA（Next Innovation with Japan）を立ち上げ、アフリカを含む各国のスタートアップエコシステムの強化に取り組んでいる。2020年7月には、Project NINJAの枠組みの下、アフリカ19カ国でコロナ対応のビジネスコンテストを公募し、エチオピアはそのターゲット国として応募があった124社から優秀企業を2社選定し、スタートアップによる事業実証調査を実施している。

エチオピアでのスタートアップを取り巻く環境は様々な問題を抱えている。エコシステムの成熟度と起業の質を測定したThe Global Entrepreneurship Index（2019年）では、エチオピアは137か国中111位で、南ア（58位）・ガーナ（91位）・ナイジェリア（92位）・ケニア（96位）など他アフリカ諸国と比較しても低い結果となっている¹⁹。JICAが「アフリカ地域起業家支援に関する情報収集・確認調査」（2019年3月-2021年6月）でアフリカ複数国のスタートアップエコシステムを調査した結果、エチオピアについてはそもそもスタートアップ企業数が少ない上に、支援機関数や地場のベンチャーキャピタル数が少なく、産学連携など関係機関・団体間の連携は近年始まったばかりの状況にあることが明らかになった。加えて、ICTのインフラストラクチャーは脆弱でテクノロジー分野のスタートアップの活動基盤が未整備であり、廃業時の手続きに数年を要する等手続きが煩雑、セーフティネットが整備されていないため救済を得られない等、ビジネス環境上の課題もみられる。さらに、同政府はスタートアップ法を起案し、スタートア

¹⁸ [The Federal Democratic Republic of Ethiopia and the IMF](#)

¹⁹ 世界起業指数（Global Entrepreneurship Index :GEI）（Global Entrepreneurship and Development Institute、2019年）https://thegedi.org/wp-content/uploads/2021/02/2019_GEI-2019_final_v2.pdf

ップ分野の基盤整備・強化に向け取り組んでいる。同法案には、MinT内のスタートアップ支援部署の設立やスタートアップ支援基金の設立が盛り込まれており、制定・施行されれば、より具体的な取り組みが行われることが期待される。一方、MinTは、スタートアップ支援及び総合的なスタートアップエコシステムの把握、育成支援、政策立案などの経験に乏しい。

このような状況のもと、スタートアップを取り巻くエコシステムを強化するため、本件専門家の要請がなされた。

(2) エチオピアに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ

対エチオピア国別開発協力方針においては、エチオピアにおける質の高い安定した経済成長への貢献という方針のもと、「産業振興」を重点分野の一つとして位置づけ、民間セクター開発分野の支援を実施している。なおJICAにおいては、スタートアップに対する支援は上記重点分野のもと、協力プログラム「産業振興プログラム」に位置付けられる。

また、日本政府は2019年TICAD7横浜宣言において、TICAD7の3つの柱の一つとして「イノベーションと民間セクターの関与を通じた経済構造転換の促進及びビジネス環境の改善」を掲げ、特に注力する分野として「産業人材の育成」「イノベーションと投資の促進」を定めている。また、2022年に開催されたTICAD8においても、日本やアフリカの若者による「スタートアップ中心の社会課題解決型ビジネス」の支援について言及され、開発途上国のスタートアップを支援することの重要性が確認された。本案件はエチオピアにおけるスタートアップ支援の枠組みを強化し、イノベーションの推進を図るとともに、スタートアップへの投資の促進、また、アフリカと日本とのビジネスマッチングを促進するものであり、TICAD7やTICAD8の方針にも合致している。

加えて、我が国は、2022年を「スタートアップ創出元年」として、創業、デジタル化、海外展開に精力的に取り組むことを打ち出している。東京は、スタートアップ・ゲノム社のエコシステム・ランキングで2020年から3年連続で世界140都市中15位以内に位置付けられているが、東京・関東圏だけでなく大阪、福岡、名古屋等でもスタートアップ拠点都市の取り組みが進められている。これらの取り組みは開始されて間もないが、東京を始めとする日本のエコシステムとエチオピアのエコシステムの共創により、相互の発展が期待できる。エチオピアのスタートアップ企業と日本企業や大学等とのネットワーク構築が期待されるとともに、本分野での日本のプレゼンス向上が期待できる。

(3) 他の援助機関の対応

(ア) UNDP :

- ・2013年よりMinistry of Urban Development and HousingをC/Pとした「Ethiopia's entrepreneurship development programme」を実施し、のべ90,000人のスタートアップと32,000人の中小企業に研修を行った。
- ・テック系ベンチャーがCOVID-19対策のソリューションを共同開発、実験等行うため、Ministry of Innovation and Technologyと2020年4月に覚書を締結。UNDPが50万ドルの資金協力を行っているが、結果が良好であれば支援を倍増させる見通し。
- ・KOICAが330万ドル、UNDPが100万ドルを出資し、ICT系のスタートアップや中小企業支援を行い、雇用創出を目指すプロジェクトを2020年から5年の期間で開始する。

(イ) 世銀グループ :

- ・IDAは、DFIDおよびJICA等との協調により、2012年～2019年まで「Women Entrepreneurship Development Project (WEDP)」を実施(総額1億2,800万ドル)。

女性スタートアップのべ1万人以上に融資や研修を行った。

3. 事業概要

- (1) プロジェクトサイト／対象地域名
エチオピア
- (2) 事業実施期間
2021年9月～2024年9月（計36カ月）
- (3) 事業実施体制
和 革新・技術省
英 Ministry of Innovation and Technology（以下、「MinT」という）

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標
MinTや他関係機関・団体が支援するエチオピアのスタートアップエコシステムが発展し、スタートアップが継続的に育成される。
- (2) プロジェクト目標
エチオピアのスタートアップエコシステム強化におけるMinTの機能が強化される。
- (3) 成果
 - 成果1：社会開発課題解決に向けたスタートアップ支援
MinTの支援により、スタートアップ支援活動（インキュベーション・アクセラレーション／ビジネスコンテスト等）が質的に向上する。
 - 成果2：スタートアップエコシステム強化政策の改善
スタートアップエコシステム（スタートアップ、スタートアップ支援機関、大学、投資家等）強化に向けた施策が検討・試行される。
 - 成果3：民間企業・投資家との連携促進
MinTの支援により、スタートアップと民間企業との連携、投資家との連携が促進される。
- (4) 活動
 - 活動1-1：スタートアップ支援活動（インキュベーション／アクセラレーションプログラム、ビジネスコンテスト等）の質的向上に向けた、パイロット事業を検討する。
 - 活動1-2：社会課題解決に向けたスタートアップ支援活動（インキュベーション／アクセラレーションプログラム、ビジネスコンテスト等）のパイロット事業を実施する。
 - 活動1-3：パイロット事業を踏まえ、スタートアップ支援活動の改善にむけた方針を整理する。また、パイロット事業に参画した企業の情報を活用し、エチオピアのスタートアップの現状、課題等を整理分析する。
 - 活動2-1：成果1の活動も踏まえつつ、優良なスタートアップの誕生促進、スタートアップの成長加速に向けた戦略文書の策定を支援する。

- 活動 2-2 : 既往の調査等も活用しつつ、エチオピアにおけるスタートアップ関連の政策・制度、C/Pの体制とニーズ、及びエチオピアのスタートアップエコシステムを取り巻く現状について調査・情報収集を実施し、他国の事例とも比較しつつ、現状の課題分析を行う。同分析を踏まえ、政策・制度面で改善が必要な内容を整理し、スタートアップエコシステム強化政策に関する助言を実施する。
- 活動 2-3 : 活動 2-3 の助言のうち、短期的に実行可能な項目についての実施支援を行う。
- 活動 3-1 : エチオピアにおけるスタートアップのトレンド・状況に関する情報収集を行い、投資家、民間企業、JETRO、その他機関への情報発信を行い、エチオピア・スタートアップの魅力伝える。
- 活動 3-2 : 支援を行ったスタートアップとベンチャーキャピタル等の投資家や国内外の企業と関係構築を行う。当該活動においては必要に応じてJICAの他国でのスタートアップ支援活動と連携を行い、相乗効果の発現を目指す。
- 活動 3-3 : 本邦企業等でエチオピア国内での事業展開に関心を有する企業が確保される場合、オープンイノベーションプログラム等を実施し、現地スタートアップと日系企業／海外企業との連携・協業の試行を行う。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや業務を取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（本業務実施契約の契約変更等）。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- 業務の成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、業務の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、業務の進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、業務進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- 業務終了の半年前の終了時評価調査など、実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 専門家業務完了報告書／個別案件活動進捗報告書の作成

- 受注者は、活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：起業家支援またはスタートアップ・エコシステム強化に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

別紙5「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：アフリカ地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2024年2月に開始し、エチオピア国スタートアップエコシステムアドバイザーは2024年10月の終了、ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務は2026年4月の終了を目途とします。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務：

約 19.73 人月

エチオピア国スタートアップエコシステムアドバイザー業務：

約 4.50 人月

ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務には、本邦招へいに関する業務人月1を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

業務従事者構成の検討に当たっては、スタートアップ・エコシステム支援、スタートアップ支援プログラムの企画・実施の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 全20回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー：

- ▶ エコシステム調査及び既存プログラム調査
- ▶ アクセラレーションプログラム

エチオピア国スタートアップエコシステムアドバイザー：

- アクセラレーションプログラム
- 大学連携プログラム
- エコシステム調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- エチオピア専門家 活動報告書
 - ・ 個別専門家案件進捗報告書（2022年5月30日）
 - ・ Work Plan and Progress Report Summary（2023年3月）
 - ・ アクセラレーションプログラム資料
 - ・ 大学連携プログラム資料
 - ・ キャパシティビルディング資料
 - ・ スタートアップ関連イベント資料

2) 公開資料

- ウガンダ国 ICT 産業振興・スタートアップ・エコシステム強化に関する情報収集・確認調査ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12336830.pdf>

- 「エチオピア スタートアップ・エコシステム調査」報告

https://www.jica.go.jp/activities/issues/private_sec/project_ninja/news/2023/1515205_47801.html

- クラスタ事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（NINJA）」

https://www.jica.go.jp/activities/issues/private_sec/_icsFiles/afieldfile/2023/07/19/ninja_strategy.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。ウガンダ及びエチオピアの2案件共通です。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無

6	Wi-Fi	無
---	-------	---

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

138,169,000円（税抜）

なお、定額計上分 83,103,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル

提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	(ウガンダ案件)エコシステム調査及び既存プログラム調査	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 1) ① 活動1-1及び② 活動2-1	3,000,000円 ×1回 =3,000,000円	調査一式	再委託費
2	(ウガンダ案件)アクセラレーションプログラム	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 1) ② 活動	15,000,000円 ×3回 =45,000,000円	プログラム運営一式 (ピッチイベント含)	再委託費

		2-2		む)	
3	(エチオピア案件) アクセラレーションプログラム	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 2) ① 活動 1-2 A)	17,000,000円 ×1回 =17,000,000円	プログラム運営一式 (ピッチイベント含む)	再委託費
4	(エチオピア案件) 大学連携プログラム	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 2) ① 活動 1-2 B)	1,750,000円 ×1回 =1,750,000円	プログラム運営一式 (ピッチイベント含む)	再委託費
5	(エチオピア案件) エコシステム調査	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) ② 活動2-2	1,000,000円 ×1回 =1,000,000円	調査一式	再委託費
6	(エチオピア案件) スタートアップ関連イベントへの出展	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 2) ① 活動 1-1 D)	5,500,000円 ×1回 =5,500,000円	イベント出展費用、参加者の旅費 (渡航費、宿泊費、日当)	一般業務費 (セミナー等実施関連費)
7	(エチオピア案件) スタートアップエコシステム広報	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 2) ③ 活動 3-1	1,500,000円 ×1回 =1,500,000円	広報一式	一般業務費 (セミナー等実施関連費)
8	(ウガンダ案件) スタートアップ法案先行国への視察	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 1) ③ 活動 1-3	1,878,000円×1回 =1,878,000円	参加者の旅費 (渡航費、宿泊費、日当)	一般業務費 (旅費・交通費)
9	(エチオピア案件) スタートアップ法案先行国への視察	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2. (1) 1) ③ 活動 2-1	1,578,000円×1回 =1,578,000円	参加者の旅費 (渡航費、宿泊費、日当)	一般業務費 (旅費・交通費)

10	(ウガンダ案件)本邦招へいに係る費用	第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 2.(2)	4,897,000円	招へい実施に係る報酬(3号相当1人月)及び直接経費	報酬/国内業務費
----	--------------------	----------------------------	------------	---------------------------	----------

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAが想定している渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

【ウガンダ国起業家支援・エコシステム強化アドバイザー業務】

東京⇒ドバイ⇒カンパラ(エミレーツ航空)

東京⇒ドーハ⇒プノンペン(カタール航空)

【エチオピア国スタートアップエコシステムアドバイザー業務】

東京⇒アジスアベバ(エチオピア航空)

東京⇒ドバイ⇒アジスアベバ(エミレーツ航空)

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙5：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	55	
(2) 要員計画/作業計画等	15	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

